

あらゆる関係者により流域全体で行う治水へ 流域治水プロジェクトの概要

近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発

平成
27
～
29
年

平成27年9月関東・東北豪雨



①鬼怒川の堤防決壊による浸水被害
(茨城県常総市)

平成28年熊本地震



②土砂災害の状況
(熊本県南阿蘇村)

平成28年8月台風10号



③小本川の氾濫による浸水被害
(岩手県岩泉町)

平成29年7月九州北部豪雨



④桂川における浸水被害
(福岡県朝倉市)

平成
30
年

7月豪雨



⑤小田川における浸水被害
(岡山県倉敷市)

台風第21号



⑥神戸港六甲アイランドにおける浸水被害
(兵庫県神戸市)

北海道胆振東部地震



⑦土砂災害の状況
(北海道勇払郡厚真町)

令和
元年

8月前線に伴う大雨



⑧六角川周辺における浸水被害状況
(佐賀県大町町)

房総半島台風

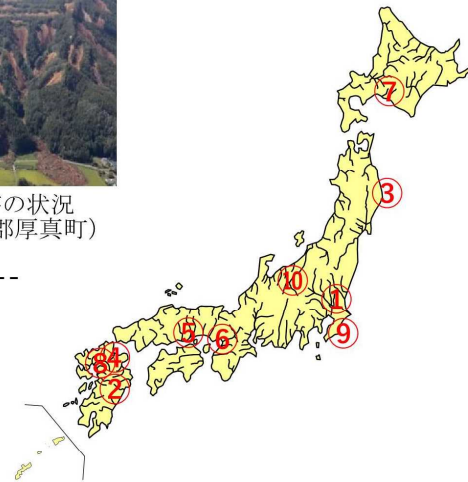


⑨電柱・倒木倒壊の状況
(千葉県鴨川市)

東日本台風



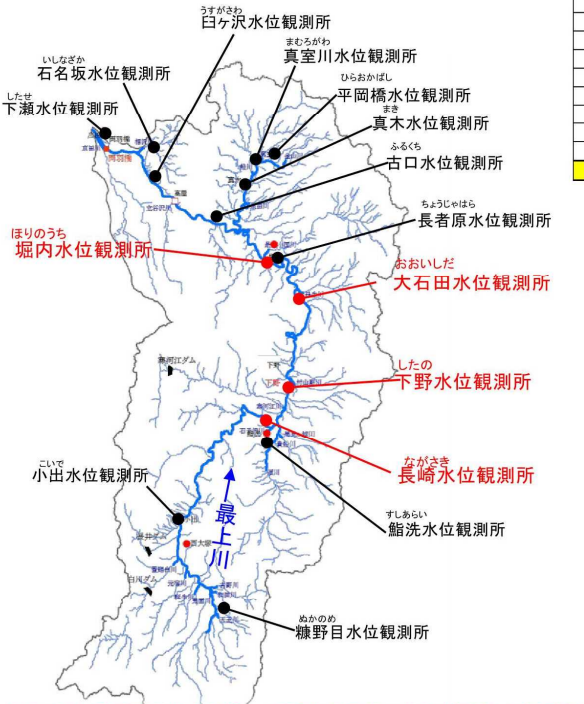
⑩千曲川における浸水被害状況
(長野県長野市)



R2.7最上川洪水 今回洪水と既往洪水の水位比較

- 最上川では、**主要な4つの水位観測所で計画高水位を超過し既往最高水位を更新。**
- その中でも、大石田観測所ではこれまでの既往最高水位を約1.7m上回り、更に計画高水位を約0.7m超過。

最上川水系最上川



※赤字は、計画高水位を超過し、観測史上最高の水位を更新した観測所

出典：東北地方整備局ホームページ

河川名 観測所名	最上川										単位:m
	糠野目		小出		長崎		下野		大石田		
1位	R元	14.72	S42	13.50	R2	16.20	R2	17.55	R2	18.59	
2位	S42	13.58	R元	12.99	S42	15.80	S42	15.94	S42	16.87	
3位	H05	13.58	S31	12.88	S31	15.25	H25	15.63	S44	16.72	
4位	H10	13.57	S33	12.67	S32	15.10	S44	15.26	H25	16.65	
5位	S33	13.55	H26	12.61	S33	14.80	S32	15.22	S31	16.14	
6位	S33	13.50	S33	12.58	H25	14.56	H26	15.19	S32	16.13	
7位	S61	13.21	R2	12.49	S40	14.55	H14	15.10	H14	16.05	
8位	H01	13.14	S40	12.43	S33	14.45	S31	15.05	S56	16.00	
9位	S57	13.10	H05	12.26	R元	14.41	R元	15.01	H09	15.96	
10位	H28	13.06	S32	12.25	H26	14.40	H09	14.94	H26	15.78	
今回	R2.7.28	12.42	R2.7.28	12.49	R2.7.28	16.22	R2.7.28	17.55	R2.7.29	18.58	

河川名 観測所名	最上川								単位:m
	堀内		古口		白ヶ沢		下瀬		
1位	R2	8.81	S19	8.95	S33	16.70	S44	3.67	
2位	S44	7.51	S44	8.57	H30	16.41	H30	3.45	
3位	H25	7.30	H30	8.53	S44	16.30	H16	3.15	
4位	S42	7.07	R2	7.79	R2.7.29	15.78	H30	3.13	
5位	H09	6.98	H16	7.65	H30	15.63	S49	3.12	
6位	S56	6.77	S49	7.45	H25	15.17	H23	3.03	
7位	S32	6.76	H25	7.21	H23	15.06	R2.7.29	3.02	
8位	H14	6.72	H09	7.11	S42	14.73	S46	3.00	
9位	S31	6.48	S32	7.10	S56	14.54	H25	2.87	
10位	S61	6.46	H23	6.86	H14	14.44	S62	2.71	
今回	R2.7.29	8.81	R2.7.29	7.79	R2.7.29	15.78	R2.7.29	3.02	

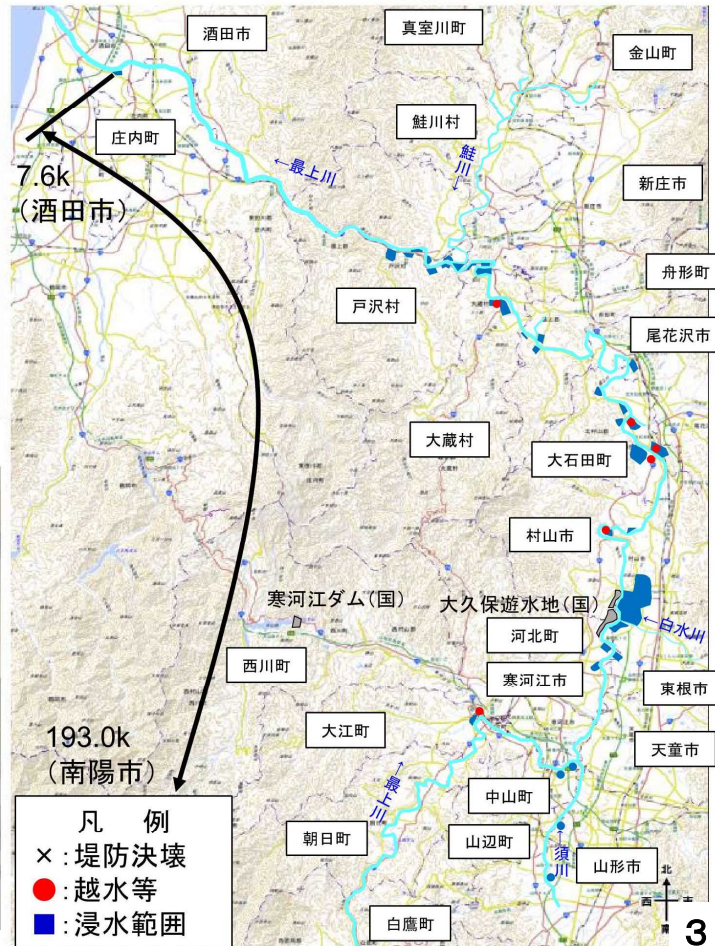


R2.7最上川洪水 越水・溢水及び浸水状況について

- 国が管理する最上川で堤防の越水が6カ所発生。(うち溢水1カ所)
- 県が管理する河川において1カ所の決壊が報告。(山形県が管理する白水川で決壊が発生)
- 北陸地方整備局防災ヘリ(ほくりく)等による7月29日14時時点の調査によると、最上川において約1,700haの浸水を確認。(東北地方整備局調べ)
- 7月29日17時時点で自治体等へ聞き込みを行った結果、最上川沿川において、213戸が浸水。(東北地方整備局調べ)

※本情報は速報値であるため、今後の調査等で変わる可能性があります。

最上川水系最上川(山形県)における浸水状況



大石田町市街地における浸水状況



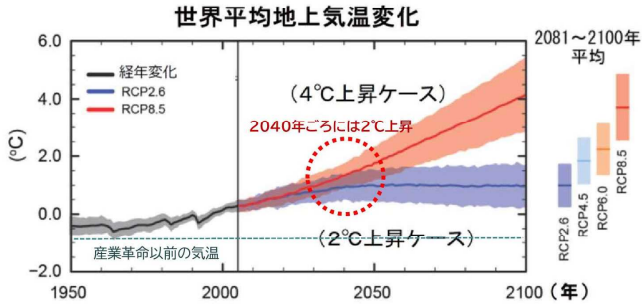
【ヘリ位置】山形県北村山郡大石田町
【撮影位置】

出典：東北地方整備局ホームページ

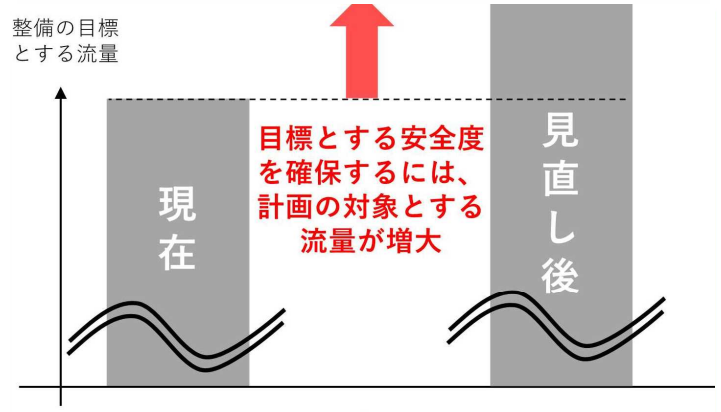
気候変動による水災害の激甚化・頻発化が懸念

- IPCC(国連気候変動に関する政府間パネル)の第5次評価報告書では、2040年ごろには、産業革命前と比べて気温が2°C上昇すると予測。
- 国土交通省の有識者会議において、**気温が2°C上昇した場合、洪水時の河川流量は1.2倍、洪水の発生頻度は2倍になると試算。**

■ 国連IPCCの気候変動シナリオでは、2040年ごろには、産業革命前と比べて気温が2°C上昇



出展:IPCC第5次報告書WG1をもとに作成



■ 気温が2°C上昇した場合、降雨量、河川の流量は増加し、洪水発生頻度は2倍

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2°C上昇相当*	約1.1倍	約1.2倍	約2倍

※ 2°Cは、温室効果ガスの排出抑制対策(パリ協定)の目標とする気温。降雨量等の倍率は、全国1級水系の平均値。

出展:国土交通省「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」をもとに作成

過去の実績に基づくもの

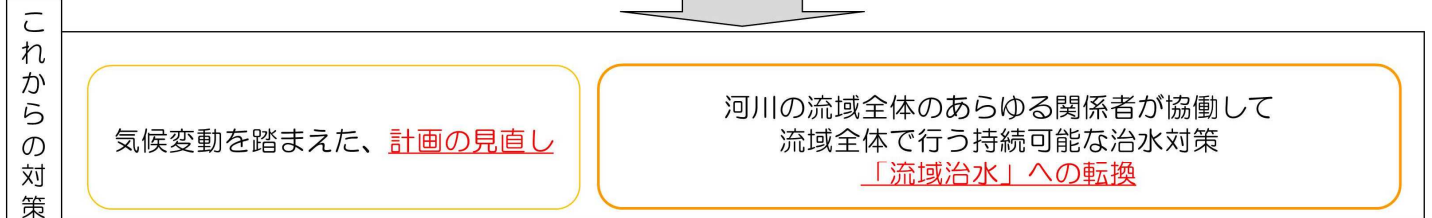
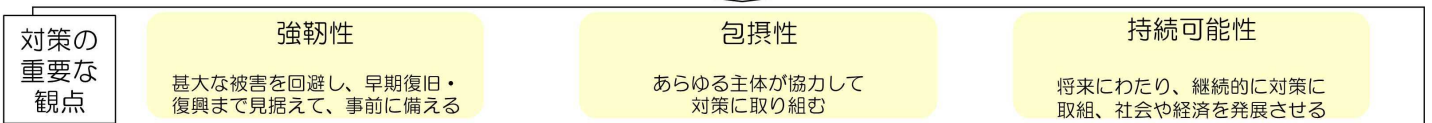
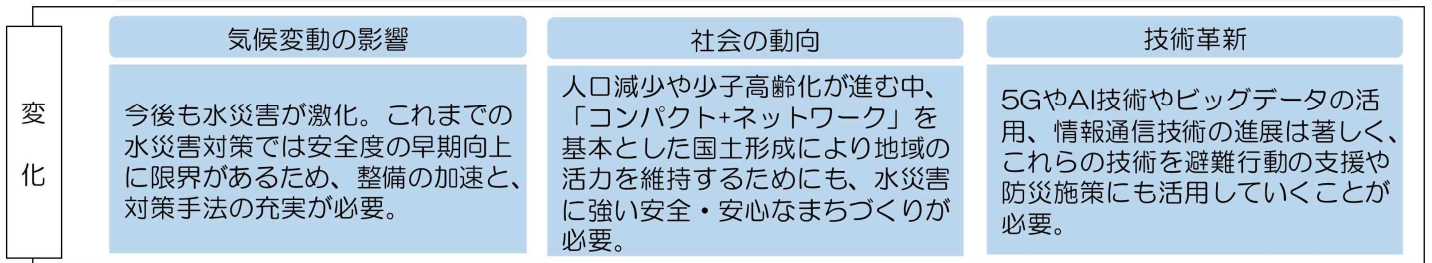
気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの

気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について 答申(令和2年7月)

- 国土交通大臣の諮問機関である、社会資本整備審議会より、令和2年7月に「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について 答申」がとりまとめられたところ。
- 答申では、**流域全体で治水対策を置こう「流域治水」へ転換**すべきであると提言。

これまでの対策

施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える、水防災意識社会の再構築
洪水防御の効果の高いハード対策と命を守るための避難対策とのソフト対策の組合せ



出典:気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について答申をもとに作成

「流域治水」の考え方

- 河川、下水道、砂防、海岸等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その流域の関係者全員が協働して、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策。を総合的かつ多層的に取り組む。



出典：気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について答申をもとに作成

氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・堤防整備や河道掘削などの河川整備
- ・ため池やたんぼ、校庭などを活用した雨水貯留

被害対象を減少させるための対策

- ・水害リスクを考慮したまちづくり、住まい方の工夫
- ・二線堤などによる氾濫水の制御

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・命だけは守る避難体制の強化
- ・経済被害最小化のための水害BCP作成
- ・TEC-FORCEなどによる早期復旧

あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

課題 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる関係者が、主体的に取組む社会を構築する必要がある。

対応 ◆河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換することによって、施策や手段を充実し、それらを適切に組合せ、加速化させることによって効率的・効果的な安全度向上を実現する。
◆併せて、自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラを、官民連携・分野横断により推進し、雨水の貯留・浸透を図る。

氾濫を防ぐための対策 ～ハザードへの対応～

(しみこませる) ※
雨水浸透施設（浸透ます等）の整備
⇒ 都道府県・市町村、企業、住民

(ためる) ※
雨水貯留施設の整備、
田んぼやため池等の高度利用
⇒ 都道府県・市町村、企業、住民

ダム、遊水地等の整備・活用
⇒ 国・都道府県・市町村、利水者

(安全に流す)
河床掘削、引堤、放水路、砂防堰堤、遊砂地、
雨水排水施設等の整備
⇒ 国・都道府県・市町村

(氾濫水を減らす)
堤防強化等
⇒ 国・都道府県

※グリーンインフラ関係施策と併せて推進

被害対象を減少させるための対策 ～暴露への対応～

(被害範囲を減らす)
土地利用規制、高台まちづくり
⇒ 国・都道府県・市町村、企業、住民

二線堤等の整備
⇒ 市町村

(移転する)
リスクが高いエリアからの移転促進
⇒ 市町村、企業、住民

集水域
都道府県・市町村、
企業、住民

河川
国・都道府県・市町村、
利水者

氾濫域
国・都道府県・市町村、
企業、住民

被害の軽減・早期復旧・復興のための対策 ～脆弱性への対応～

(避難態勢を強化する)
ICTを活用した河川情報の充実
浸水想定等の空白地帯の解消
⇒ 国・都道府県・市町村・企業

(被害を軽減する)
建築規制・建築構造の工夫
⇒ 市町村、企業、住民

(氾濫水を早く排除する)
排水門の整備、排水ポンプの設置
⇒ 市町村等

(早期復旧・復興に備える)
BCPの策定、水災害保険の活用
⇒ 市町村、企業、住民

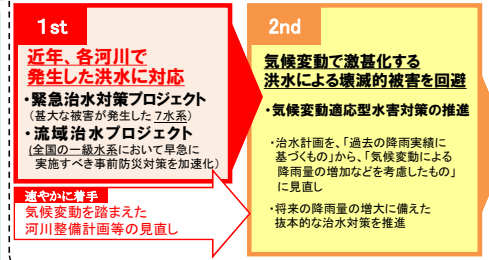
(支援体制を充実する)
TEC-FORCEの体制強化
⇒ 国・企業

凡例 河川での対策 集水域での対策 氾濫域での対策

「流域治水プロジェクト」に基づく事前防災の加速

- 課題** ◆ 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取組む社会を構築することが必要
- 対応** ◆ 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「**流域治水**」へ転換
- ◆ 令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、全国の一級水系でも、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像「**流域治水プロジェクト**」を示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速
- ◆ 戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容等をベースに、夏頃までに関係者が実施する取組を地域で中間的にとりまとめ、「**流域治水プロジェクト**」を令和2年度中に策定

今後の水害対策の進め方（イメージ）



全国7水系における「緊急治水対策プロジェクト」

◆ 令和元年東日本台風（台風第19号）により、甚大な被害が発生した7水系において、国・都県・市区町村が連携し、今後概ね5～10年で実施するハード・ソフト一体となった「緊急治水対策プロジェクト」に着手。

水系名	河川名	緊急治水対策プロジェクト （概ね5～10年で行う緊急対策）		
		事業費	期間	主な対策メニュー
阿武隈川	阿武隈川上流	約1,840億円	令和10年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 支川に危機管理型水位計及びカメラの設置 浸水リスクを考慮した立地適正化計画展開 等
	阿武隈川下流			
鳴瀬川	吉田川	約271億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、堤防整備 【ソフト対策】 浸水想定地域からの移転・建替え等に対する支援 等
荒川	入間川	約338億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 高台整備、広域避難計画の策定 等
那珂川	那珂川	約665億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 霞堤等の保全・有効活用 等
久慈川	久慈川	約350億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、堤防整備 【ソフト対策】 霞堤等の保全・有効活用 等
多摩川	多摩川	約191億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、堰改築、堤防整備 【ソフト対策】 下水道管等のゲート自動化・遠隔操作化 等
信濃川	信濃川	約1,768億円	令和9年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 田んぼダムなどの雨水貯留機能確保 マイタイムライン策定推進 等
	千曲川			
合計		約5,424億円		

※令和2年3月31日 HP公表時点

全国の各河川で「流域治水プロジェクト」を公表

- ◆ 全国の一級水系において、河川対策、流域対策、ソフト対策からなる流域治水の全体像をとりまとめ、国民にわかりやすく提示
- ◆ 戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容等をベースに、プロジェクトを策定し、ハード・ソフト一体の事前防災を加速

【イメージ】 ○○川流域治水プロジェクト

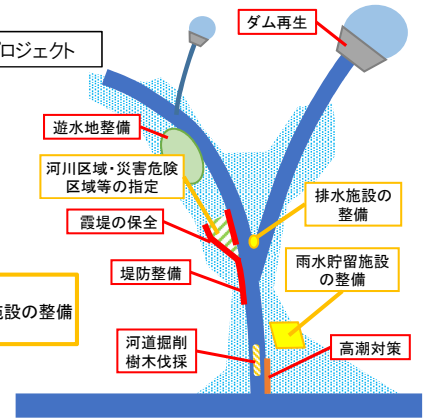
- ★ 戦後最大（昭和XX年）と同規模の洪水を安全に流す
- ★ 浸水範囲（昭和XX年洪水）

（対策メニューのイメージ）

- 河川対策
- ・堤防整備、河道掘削
 - ・ダム再生、遊水地整備 等

- 流域対策（集水域と氾濫域）
- ・下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備
 - ・土地利用規制・誘導 等

- ソフト対策
- ・水位計・監視カメラの設置
 - ・マイタイムラインの作成 等



事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 26 日

河川・ダム関係事務所（管理所）長 殿

河 川 部 長

流域治水プロジェクトに関する協議会の設立と開催について

流域治水プロジェクトの推進については、「令和2年6月10日付け国水河計第16号等国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長等」通知及び総力戦で挑む防災・減災プロジェクト（令和2年7月とりまとめ）の主要施策の1つとして、示されたところである。流域治水プロジェクトの今年度内の策定及び公表に向けた流域治水協議会の設立と開催にあたっては下記のとおり進められたい。

記

1. 流域治水協議会の設立と開催について

- ・協議会組織は、大規模氾濫減災対策協議会（以下、「減災対策協議会」という。）と別組織とするが、構成メンバー等については、減災対策協議会より抽出するなど、減災対策協議会を最大限活用し、構成機関への負担の軽減を図ること。また、流域治水協議会（以下、「協議会」という。）の開催にあたっては、減災対策協議会と同日開催（共同開催）とするなど、構成機関の負担軽減に配慮するものとする。
なお、減災対策協議会と協議会名を並列し（「〇〇川流域治水協議会・〇〇川減災対策協議会」）、議事項目でそれぞれの目的に沿った検討・議論等を行うなど工夫しても構わない。
- ・協議会の開催については、原則公表、記者発表を実施（開催後も開催概要をHPにて公表）。
- ・流域に関する対策の内容等により、構成員については適宜追加（下水道担当、都市計画担当、建築担当、農業担当、道路担当、企業団、土地改良区など）すること。
- ・協議会の下へ幹事会や作業部会等を設けること（円滑な運営を可能とするため）。
- ・協議会開催資料については、本省への事前確認が必要なため、河川計画課まで事前送付のこと。
- ・協議会開催にあたっては、コロナ対策（マスク、三密回避、消毒等）に十分配慮を行い、関係機関と調整して開催手法などを決定すること。（状況に応じてWeb会議等を活用）

2. 今後の進め方について

- ① 流域治水協議会構成員案の選定、規約案作成
- ② 流域治水プロジェクト（中間とりまとめ（素案））の作成
[作成例：別添－１の P19 の 1 枚もの]
 - ・河川に関する対策
国・県管理河川の対策内容及び全体事業費を追記
※県管理河川の全体事業費は、地域河川課で調査済み
 - ・流域に関する対策
流域における対策を追記
 - ・避難・水防等に関する対策
減災対策協議会でのメニューを転記
- ③ 減災対策協議会（幹事会）を活用し根回し
- ④ 流域治水対策メニューの抽出：リーディング市町村によるメニュー決定も可
- ⑤ 流域治水協議会開催（持ち回り又は web 会議等）
 - ・設立趣旨、規約
 - ・協議会での検討事項と今後の進め方
 - ・流域治水プロジェクト（中間とりまとめ案）の説明
※協議会に諮る際には事業費を抜くこと
- ⑥ 流域治水プロジェクト（中間とりまとめ）の策定・公表【 R2.9 月末 】
- ⑦ 流域治水対策メニュー等の検討
議論内容、状況に応じて、幹事会等を活用する
- ⑧ 流域治水協議会開催（web 会議等を活用）
 - ・〇〇川流域で行う流域治水の全体像の共有・検討
 - ・リーディング箇所の設定検討・整備案等
- ⑨ 流域治水プロジェクトの策定・公表【 R3.3 月 】

※次年度以降はプロジェクトに基づく対策の実施状況をフォローアップ、流域に関する対策内容の見直し・追加（適宜、構成員を追加）

3. ホームページへの公表について

- ・流域治水協議会の開催状況については、各事務所の HP 内の専用ページを作成し、公開すること。

本省 HP へリンク先：https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/index.html

参考：中部地方整備局 庄内川河川事務所の開催（設立）事例

<https://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/cms/press/pdf/庄内川流域治水協議会.pdf>

<https://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/cms/news/pdf/第1回庄内川流域治水協議会開催概要.pdf>

国東整河計第 10 号
令和 2 年 6 月 30 日

河川・ダム関係事務所（管理所）長 殿

河 川 部 長
（公 印 省 略）

流域治水プロジェクトの推進について

標記について、令和 2 年 6 月 10 日付け国水河計第 16 号等で国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長等から別添のとおり通知があったので通知する。

国水河計第16号
国水環第26号
国水治第30号
国水下事第19号
国水下流第12号
令和2年6月10日

北海道開発局
事業振興部長 殿
建設部長 殿
各地方整備局
建政部長 殿
河川部長 殿

水管理・国土保全局
河川計画課長
河川環境課長
治水課長
下水道部
下水道事業課長
流域管理官
(公印省略)

流域治水プロジェクトの推進について

令和元年東日本台風をはじめ、平成30年7月豪雨や平成29年九州北部豪雨等、近年激甚な水害が頻発しているところであり、さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されている。

このような水災害リスクの増大に備えるために、河川・下水道等の管理者が主体となっ
て行う対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる
関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進める
ことが必要である。

については、各一級水系において、別紙により、「流域治水協議会」を設置のうえ、流域
全体で緊急的に実施すべき流域治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・
公表し、流域治水を計画的に推進されたい。

また、貴管内の都道府県及び政令指定都市に対して、本通知を周知されたい。

流域治水プロジェクトに関する取組の進め方

以下を基本として、「流域治水協議会」(以下、協議会)を設置のうえ、「流域治水プロジェクト」を策定・公表し、関係地方公共団体等と連携して取組を進める。

1. 協議会の趣旨

今般設置する協議会は、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するためのものである。

このため、協議会においては、河川整備計画に基づく河川整備やダム建設、大規模氾濫減災協議会の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。

2. 協議会の設置

各一級水系において、水系ごとに設置することを基本とする。ただし、円滑な協議の実施や構成員となる地方公共団体等の負担の軽減等の観点から、複数のブロックに分割して設置することや、既に設置されている「大規模氾濫減災協議会」、「流域総合治水対策協議会」等の枠組みを活用することなども検討の上、地域の実情に応じて適切に設置する。

協議会の名称は、既存の協議会の名称を用いるなど、「流域治水協議会」以外の名称を付すことも可能であり、協議会の趣旨を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定する。

3. 協議会の構成員

関係する河川管理者、下水道管理者、都道府県、市区町村を基本とし、必要に応じて、流域治水対策に関する企業(利水ダム管理者等)等を追加する。

4. 協議会での取組事項

(1) 流域治水プロジェクトの策定・公表

気候変動への水害リスクへの増大に備え、令和元年東日本台風により甚大な被害が発生した7水系において推進している「緊急治水対策プロジェクト」を参考に、戦後最大規模の洪水などの具体的な目標を設定し、流域全体で水害を軽減させる治水対策を共有、検討のうえ、以下内容の記載を基本とした水系ごとの流域治水プロジェクトを、令和2年度末までに策定し、各構成機関のホームページ等を通じて公表・周知する。

1) 河川に関する対策

国や都道府県等の河川整備計画に基づき進められている河川整備やダム建設の状況等を確認・点検し、記載する。

2) 流域に関する対策

以下の事項を参考に、流域の特性に応じて、これまでの取組の状況等の共有のほか、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する具体的な施策を検討し、記載する。

- ① 下水道に関する対策
 - ・ 雨水貯留施設、排水施設の整備、施設の耐水化等
- ② 流出抑制に関する対策
 - ・ 防災調整池等の雨水貯留・浸透施設の整備
 - ・ 民間事業者や住民による流出抑制対策（建物内貯留や各戸貯留等）への支援
 - ・ 自然地の保全
- ③ 土地利用や住まい方に関する対策
 - ・ 災害危険区域の指定や、土地利用規制・誘導
 - ・ 家屋移転、宅地かさ上げ等への支援
- ④ 浸水拡大抑制に関する対策
 - ・ 盛土構造物の保全、二線堤の整備
- ⑤ 利水ダムに関する対策
 - ・ 事前放流の実施及び洪水貯留のための放流管等の整備

3) 避難・水防等に関する対策

情報伝達、避難計画、水防に関する事項等、大規模氾濫減災協議会等における取組の状況等を確認・点検し、記載する。

(2) フォローアップ

流域治水プロジェクト策定後は、毎年協議会等を開催するなどして、対策の実施状況を確認する。また、情勢の変化に対応して必要に応じて見直しを行うこと。

5. 留意事項

令和2年5月25日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく「緊急事態宣言」が全ての都道府県において解除されたが、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等の方針が示されたところである。

本協議会の実施にあたっては、WEB会議システム等を最大限活用するなど、適切な開催を図らりたい。

参考

〇〇川流域治水協議会 規約

(注) あくまで記載例のため、適宜内容を追加するなどの対応を図られたい。

(設置)

第〇条 「〇〇川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第〇条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、〇〇川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第〇条 協議会は、別表〇の職にある者をもって構成する。

(協議会の実施事項)

第〇条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 〇〇川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会資料等の公表)

第〇条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(注) 協議会の資料、議事、取組状況等については、広く住民等へ周知を図る視点から、各関係機関のホームページ等を通じて公表・周知を行い、防災・減災の啓発活動に努められたい。

(雑則)

第〇条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第〇条 本規約は、令和 年 月 日から施行する。